

大田原市公告第 79 号

栃木県が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更した、大田原都市計画道路及び那須塩原都市計画道路の関係図書の写しを同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 7 日

大田原市長 相 馬 憲 一

1 告示日及び告示番号

令和 8 年 8 月 28 日 栃木県告示第 432 号

2

(1) 都市計画の種類及び名称

大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通り

(2) 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

大田原市上石上の一部

(3) 図書の写しの縦覧場所

大田原市建設部都市計画課

3

(1) 都市計画の種類及び名称

那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通り

(2) 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那須塩原市三区町、四区町、上大貫、下大貫の各一部

(3) 図書の写しの縦覧場所

大田原市建設部都市計画課